

議 事 録

令和 2 年度四万十町農業委員会 1 月総会

日 時	令和 3 年 1 月 2 6 日 (火) 午後 2 時 0 0 分 開議	
場 所	四万十町役場 本庁 東庁舎 多目的大ホール	
日 程		
第 1	指定第 19 号	会期の決定について
第 2	指定第 20 号	議事録署名委員の指名について
第 3	報告第 24 号	非農地証明事務処理報告
第 4	報告第 25 号	農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の許可取り消しについて
第 5	議案第 53 号	農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第 6	議案第 54 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
第 7	議案第 55 号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第 8	議案第 56 号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第 9	議案第 57 号	買受適格証明願承認について
第 10	議案第 58 号	時効取得を原因とする農地についての権利移動又は設定の登記事案に対する意見決定について
第 11		その他

〔出席委員〕

1. 下元 弘章
2. 掛水 誠幸
3. 廣井 栄治
4. 小野 重明
5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎
7. 浜田 大彰
8. 宮崎 恵美子
9. 太田 祥一
10. 山本 道雄
11. 甫喜本 治誠
12. 山脇 文男
13. 欠席
14. 武内 道則
15. 吉良 榮
16. 竹内 純
17. 中原 英昭
18. 宮脇 真弓
19. 林 幸一
20. 中城 康子
21. 岡村 博晶
22. 西井 健夫
23. 西内 一隆
24. 市川 絢子
25. 窪田 良一
26. 甲把 雄
27. 市川 正司
28. 大西 博之
29. 石田 芳秋
30. 澤田 憲男
31. 欠員
32. 山本 奨一
33. 東出 一茂
34. 宮谷 和夫
35. 山崎 力
36. 上野 渡
37. 欠席
38. 佐々木 通
39. 梶原 美智

〔欠席委員〕

- 13 番 伊東 智江、37 番 田村 守

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会1月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。12月に議会がありまして1つだけご報告させていただきます。一般質問をいただきまして、中古農機具の情報があると思いますが、それを広報に載せてはどうかと一般質問で出まして。前段で委員さんの中からこの農家がこんな農機具を売りたいとかを農業委員会で情報共有をして、その量が増えてくると広報に載せていただきますと答弁させていただきました。そういう情報があれば総会の中で情報提供をしていただければと思います。

1月15日には、第2回産業振興計画のフォローアップ委員会がありまして、部長が挨拶の中で話したことを報告させていただきます。11月のセンサスの状況ですが、農家戸数が12,657戸。5年前と比べると20%のダウン。農地面積が14,358ha。13%のダウンという状況です。そんな中でも3000万円以上の農家戸数が、358戸で20%アップしています。それだけ、高収入の方が増えてきている。ただ、農家戸数、ハウス面積にしてもどんどん落ちてきているのが、今の高知県の現状。このことによって、ある程度の売上高は多少伸びています。環境制御技術や、色々な技術を入れてお金をかけている農家があるわけですが、その中でも5%くらいが効果を発揮させていない農家があると話をしまして、そこを底上げをしていかなくてはいけないと話をしていました。もう1点、今から基盤整備をしていく中で、大規模なハウスを建てるための農地、約1haの農地が必要だそうですが、その農地を今から市町村に相談しながら基盤整備を入れてそういう農地を作って、企業なり大規模農家を入れてくるという施策もしていくような話もしていました。今年は今のところ本山は忘れましたが、南国市は四電が入ってバイオマスで熱をおこしてハウスをやりながら野菜を作っていくと聞いています。それから、皆さん新聞紙上でご承知と思いますが、JAのコメの偽装問題で1月6日にリモートで理事会がありまして、今月いっぱいを持ちまして、組合長と常務が退職するという事に決定しました。明日、最後の理事会がリモートであります。今後、信頼回復に向けて努力をしていくということで、皆さん今後ともよろしくお願ひします。報告については以上になります。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会1月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

四万十町農業委員会憲章の朗読ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、省略いたします。

本日の会議に、13番 伊東智江委員、37番 田村守委員から欠席の届けが出ており、29番石田委員から遅刻の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第19号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会1月総会の会期は、令和3年1月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第20号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に9番、太田祥一委員と、20番中城康子委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第24号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第24号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は、3ページをご覧ください。今月は、西部地域から1件、窪川地域から3件となっております。

それでは、西部地域からです。番号1番、添付資料は、1ページから2ページをご覧ください。土地の所在地は、十和川口字モンビョヲヂ52番1、地目は畑、面積は571㎡です。他1筆あり、合計2筆で、面積が995㎡です。申請地は、昭和38年頃から耕作放棄し山林となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4 証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地と認め、令和2年12月28日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部地域から以上です。

事務局 続きまして窪川地域からです。

番号2番。添付資料は3ページから5ページです。七里字上ミ八合乙657番、地目、田、面積、29㎡他6筆あり、合計7筆で1,732㎡です。申請地は、現在は使用されていませんが、昭和52年頃より堆肥舎、畜舎が建設されています。令和3年1月6日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。

番号3番。添付資料は6ページから8ページです。金上野字野添594番、地目、畑、面積、2,252㎡他3筆あり、合計4筆4,797㎡です。申請地は平成20年頃より耕作放棄し、原野となっています。令和3年1月8日、担当委員、職員で現地確認し、証明基

準のウやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地であると認め非農地証明を発行しております。

番号4番。添付資料は9ページから10ページです。南川口字宮ノワキ536番1、地目、田、面積、191㎡と、同じく537番1、面積、221㎡です。申請地は昭和50年より倉庫が建築されています。令和3年1月8日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第24号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第24号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告25号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の取り下げについて」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第25号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の取り下げについて」受理したので報告いたします。

議案書は、4ページです。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、中ノ越字ソヲノカイ200番、地目、田、面積、4,535㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。

許可年月日、令和2年12月25日、取消し願日、令和3年1月5日、取消し受理日、令和3年1月5日です。

取消し事由は、譲受人が申請住所に住所変更を行う予定でしたが、事情によりできなくなったため、取消しを行い、現在の住所地で再度申請を行いたく取消しをするものです。以上です。

議長 報告25号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第25号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第53号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第53号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は5ページです。

今月は窪川地域が1件、西部地域2件となっております。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

申請地の位置等は添付資料の11ページからをご覧ください。

番号1番 土地の所在地、中ノ越字ソヲノカイ200番、地目、田、面積、4,535㎡です。

権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は高齢による規模縮小、譲受理由は相手方の要望です。

譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号2について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の12ページをご覧ください。土地の所在地、弘瀬字イソヲダ414番27、地目、田、面積、565㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、県外在住による耕作困難で、譲受理由は、相手方の要望です。下限面積は、達成しています。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号3番について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の13ページをご覧ください。土地の所在地、大井川字三六屋敷1408番1、地目、田、面積、703㎡です。以下1筆あり、合計で2筆、面積が860㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は相手方の要望で、譲受理由は本人の希望です。下限面積は達成しています。申請地では、コウゾを栽培する予定です。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

～29番 石田芳秋委員入室～

議長 議案第53号について事務局の説明が終わりました。番号1番から担当委員の補足説明をお願いします。29番、石田芳秋委員。

29番 現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。年間150日以上農作業に従事していることも確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えない事も確認しています。譲渡人は、高齢のため今後耕作することが困難なため売買に至ったそうです。以上、番号1については問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号2番。18番、宮脇眞弓委員。

18番 1月24日に譲受人に確認をしました。現況は田で、隣地で水田を耕作している譲受人が、譲渡人は県外在住で耕作できないということで、今回所有権移転の書類を出すことになりましたので、問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 それでは番号3番。事務局。

事務局 番号3番について欠席しています伊東智江委員から連絡がありましたので報告させていただきます。番号3について説明します。先日、譲受人に確認を取りました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を有効に利用し、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺は、譲渡人所有の原野に囲まれており営農上悪影響を与えないことを確認していますということです。以上です。

議長 議案第 53 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 53 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 53 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 54 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 54 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 6 ページです。今月は窪川地域 1 件です。

添付資料は 14 ページから 22 ページです。申請地は、1 筆、土地の所在、平串字笹岡屋敷 470 番 16、地目、田、面積、1,235 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。

転用目的は、クリーニング工場、倉庫の新設です。転用理由は、現在営業をしている工場の老朽化によるものと、規模拡大の為、新たにクリーニング工場、倉庫を新設するものです。

農地区分ですが、申請地は第 3 種農地の要件の一つである、「高速道路のインターチェンジから 300m 以内にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断しています。

転用計画につきましては、添付資料の 15 ページの土地利用計画図に示している形で、クリーニング工場、倉庫、駐車スペース、ボイラー室、乾燥室を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は宅地、東側は町管理河川、南側は町道、譲渡人の農地であり、影響がないものと考えています。

土地の造成計画については、50 センチを超える土地の造成は無く、整地しアスファルト舗装をします。

進入計画については、西側の町道から進入します。進入口の水路上に設置します通路橋については、町担当課と協議し、占用及び工事許可をとっています。

排水計画についてですが、雨水及び浄化槽からの排水については、東側に隣接する町

管理河川に排水します。いずれも町担当課と排水管布設、排水について協議を行い、許可を得ております。また、工場から出る汚水排水につきましては、保健所の許可を得ており、また合併浄化槽を経て無害化して放流するため自然への影響はないということです。

資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明を終わります。

議長 議案第 54 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。29 番、石田芳秋委員。

29 番 譲受人に確認しました。許可が出次第工事に着手することを確認しています。必要最低限の計画で問題ないと思います。周辺農地につきましても、事務局の説明がありましたように全て譲渡人の農地で特に周りへの影響はないと思います。排水についても、町管理の水路へ排水するというので、特に問題ないと思います。以上、確認の結果、番号 1 については問題ないと判断しました。

議長 議案第 54 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 54 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 54 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 55 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議案第 55 号 番号 6 番は、議席番号 16 番 竹内純委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番から 5 番の審議、採決を行い、その後に 16 番 竹内純委員に退席していただき、番号 6 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 55 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 3 年 2 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありました。

たので、ご審議・ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案書は、7ページからになります。今月は窪川地域3件、西部地域から3件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。添付資料は、23ページからです。

番号1、土地の所在地、仁井田字柳田1396番、地目、田、面積、1,279㎡です。以下1筆あり合計2筆、面積が2,216㎡です。設定は新規です。

期間は令和3年2月1日から令和5年12月31日までの2年11ヶ月です。

権利の種類は、賃貸借権の設定です。野菜等を栽培する計画です。

番号2、土地の所在地、上秋丸字銀蔵屋式649番2、地目、田、面積、682㎡です。

以下2筆あり、合計3筆で面積が4,962㎡です。設定は更新です。

期間は令和3年2月1日から令和4年1月31日までの1年間です。

権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

受け手の法人は、一般法人ですので解除条件付きとなります。

番号3、土地の所在地、口神ノ川字竹ノ内1865番、地目、田、面積、4,333㎡の内2,930㎡です。設定は新規です。

期間は令和3年2月1日から令和8年1月31日までの5年間です。

権利の種類は、賃貸借権の設定です。ニラを栽培する計画です。

事務局 続きまして、西部地域からです。添付資料は33から42ページになります。

番号4番、土地の所在地、相去字フルトノ782番、地目は田、面積、1,462㎡です。

外1筆ありまして、合計2筆、面積が2,514㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの1年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権の設定です。

番号5番、土地の所在地、相去字イズガ谷口771番、地目は田、面積722㎡です。外2筆ありまして、合計3筆、面積が3,629㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの1年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第55号について事務局の報告が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番の案件、29番、石田芳秋委員。

29番 番号1番について、借受人から確認をしました。借受人は、熱心に野菜を地域でも広く栽培しております。新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。

議長 それでは、番号2番。6番、下元誠一郎委員。

6番 番号2番について、借受人から確認してきました。借受人は、平成30年度に株式会社を立ち上げまして、生姜を栽培し自社で加工して主に関西方面に出荷しており、将来有望な経営体です。再設定でもあり、利用集積計画のとおり特に問題ないと判断いたします。以上です。

議長 番号3番。3番、廣井栄治委員。

3番 番号3番について、現状は2,930㎡の施設が建っている田で、残りは水田でした。貸出人、借受人双方から話を聞いて来ました。今回利用権を設定する方は、非常に高齢で、昨年末で規模縮小したいという事で、JAに相談をしましてハウスの借受人を探していた所、同じ地区に住んでいる方が貸してほしいということで、今回の申請になったようです。借受人は、父親と共に農業をしております、水稻を始め里芋、生姜等を生産していましたが、今後は借りたハウスでニラの栽培を行うそうです。数年前から新規就農された方で、周辺農地の方との問題等もなく効率的に田畑を利用している。認定農業者も取得され意欲もあり、新規の設定ではありますが、特に問題ないと思います。

議長 それでは、4番5番。17番、中原英昭委員。

17番 借受人は、2番と同じです。更新1年でありますけれども当該地は7年目になります。更新です。問題はありません。以上です。

議長 議案55号 番号1番から5番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第55号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から5番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第55号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から5番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号6番の審議を行いますので、16番竹内純委員は退席をお願いします。番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局 番号6番 土地の所在地、江師字東クボ863番、地目は田、面積、1,538㎡です。外4筆ありまして、合計5筆、面積が6,361㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和3年2月1日から令和8年1月31日までの5年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第55号 番号6番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足

説明をお願いします。事務局。

事務局

番号6番について、欠席しております田村守委員から連絡がありましたので報告します。借受人から確認してきました。借受人は、長年にわたり経験豊富で年間150日以上農業に従事され、また、更新のため周辺農地への影響等も特に問題ないと判断しますとの事です。以上です。

議長

議案第55号 番号6番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第55号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号6番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。よって、議案第55号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号6番は原案のとおり可決されました。

16番竹内純委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

竹内純委員、番号6番は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第8 議案第56号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第56号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。議案書は15ページ。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。議案書は10ページから。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は43ページからをご覧ください。今回は窪川地域3件です。全てが、再配分となります。

番号1、土地の所在地、数神字大切レ 1410番、地目、田、面積、965㎡です。以下5筆あり合計6筆で、面積が6,229㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

期間は県認可日から令和9年10月31日までで、水稻を栽培する計画です。

番号2、土地の所在地、数神字久保屋敷 1433番、地目、田、面積、973㎡です。以下3筆あり合計4筆で、面積が4,074㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年10月31日までと、令和10年9月2日まで。水稻を栽培する計画です。

番号3、土地の所在地、数神字馬渡瀬 1332番、地目、田、面積、2,491㎡です。以

下6筆あり合計7筆で、面積が14,048㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年10月31日までと、令和10年9月2日までで、水稻を栽培する計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。10番山本道雄委員。

10番 全部一括で構いませんか。今回の利用配分計画の3番の方が集落営農の代表者で、この方に聞きに行きますと、全部一緒に説明するというので地図を見せていただきました。前の利用者が高齢になり、作業が段々困難になってきたということで、皆で分けてやろうとなりました。公社の方にも聞きましたが、1ヶ所手違いがあつてあと二人ぐらいにお願いしているところで、来月出しますという事でした。量も増えて法人化も検討して農地を守っていこうと代表の方がおっしゃっていました。再配分で問題ないと思います。

議長 議案第56号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。
議案第56号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第56号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第57号 「買受適格証明願承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第57号 「買受適格証明願承認について」をご説明いたします。議案書は13ページです。

申請人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置等は添付資料の49ページです。

番号1番 土地の所在地、高野字東坂フリ付1146番、地目、畑、面積、3,440㎡です。

申請地では野菜等を栽培する計画です。申請人の下限面積は達成しています。以上で

す。

議長 議案第 57 号について、事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。23 番、西内一隆委員。

23 番 番号 1 番について、1 月 24 日に現地確認と申請人から確認をしました。現況の地目は圃場整備済みの畑で申請人は、水稻、野菜を栽培している専業農家です。入札参加資格が備わっており、番号 1 の承認願いは問題ないと判断しました。

議長 議案第 57 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。

議案第 57 号 「買受適格証明願承認について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 57 号 「買受適格証明願承認について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 58 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 58 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。議案書 14 ページ、添付資料は 50 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

下呉地字神屋敷 281 番 8、地目、畑、122 m²、同じく 595 番、455 m²につきまして、令和 2 年 12 月 11 日受付、登記原因、平成 12 年 12 月 1 日時効取得、登記目的、所有権移転とする登記がなされた通知がありました。現地は添付資料 50 ページから 51 ページの時効取得の位置図、写真等のとおりで、権利者が一部は駐車場として住宅を含め周辺一帯を管理しております。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出する

こととなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第 58 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。28 番、大西博之委員。

28 番 義務者の方に電話でお伺いしました。亡くなったお父さんが、以前から住んでいる権利者に譲っていたそうで、今回時効取得が成立する前に義務者のお父さんが亡くなったため、相続人である義務者との間で今回、時効取得による所有権移転の登記になったということです。以上です。

議長 議案第 58 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。

議案第 58 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 58 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 11 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和 2 年度 四万十町農業委員会 1 月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 00 分